

建設分野における特定技能外国人材の受入れ

2019年10月3日

土地・建設産業局 建設市場整備課

建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から5倍以上に増加（1.3万人→6.9万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く(2018年：4.6万人)、近年増加傾向にある。
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

> 建設分野に携わる外国人数

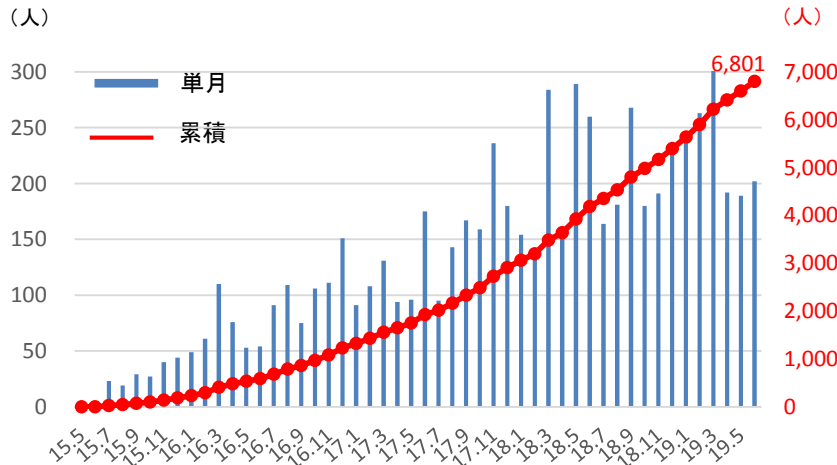
(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2011→2018 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	112.8%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	434.7%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	577.2%
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,983	4,796	-

※外国人建設就労者は年度末時点、その他は10月末時点の人数
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

外国人建設就労者の受入状況（2019年6月末時点）

外国人建設就労者の入国月



国籍別の状況

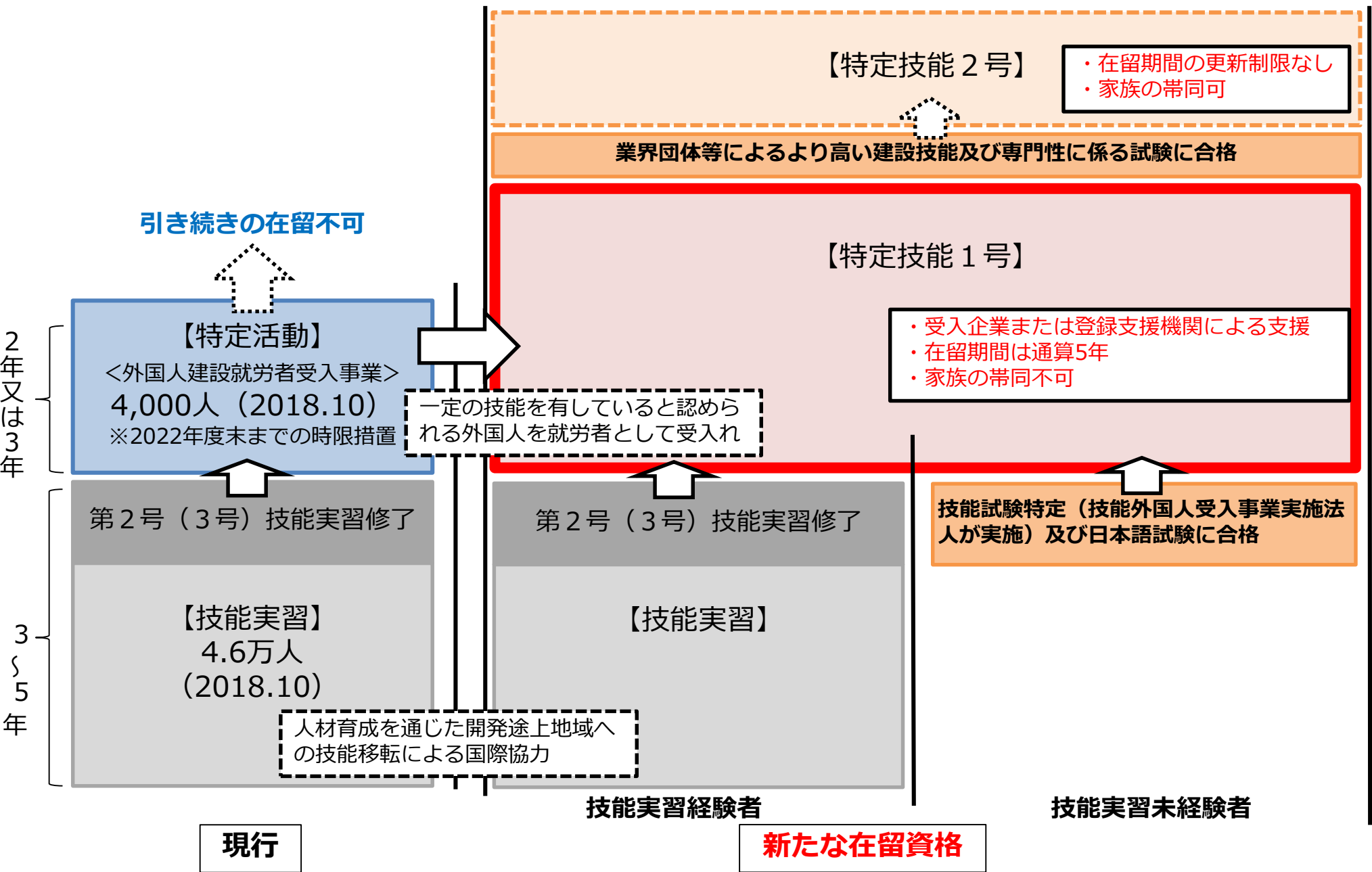
単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	モンゴル	タイ	カンボジア	ネパール	スリランカ	ラオス
人数	2,441	1,040	585	509	74	59	35	27	11	11	4

職種別の状況

単位：人

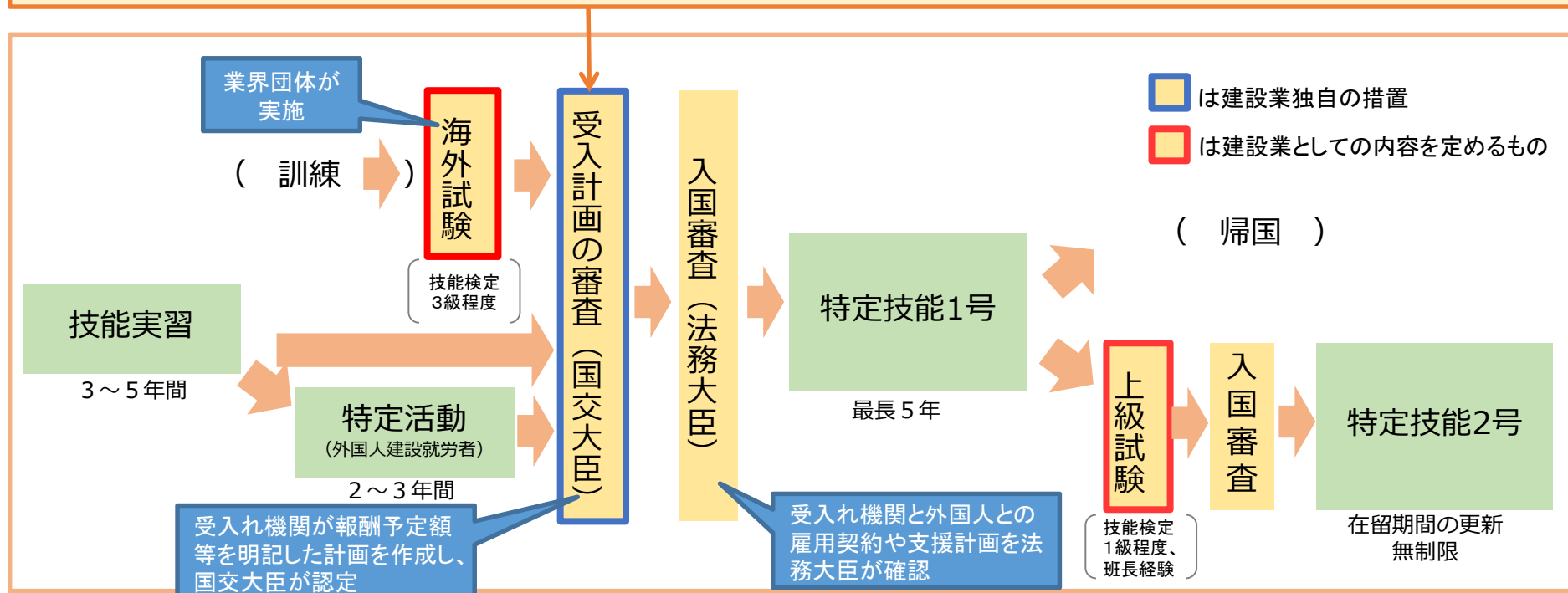
	鉄筋施工	とび	建築大工	溶接	型枠施工	左官	建設機械施工	内装仕上げ施工	塗装	鉄工	防水施工	配管
人数	919	916	597	460	356	325	270	181	146	143	100	84
	コンクリート圧送施工	建築板金	タイル張り	熱絶縁施工	かわらぶき	表装	サッシ施工	石材施工	ウェルポイント施工	建具製作	冷凍空調和機器施工	さく井
	83	42	42	27	22	21	20	13	8	8	7	6



国土交通省への受入計画の認定関係(建設分野)

○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める(具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)
- 3) 受入計画の認定基準
 - ① 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ② 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③ 特定技能外国人受入事業実施法人((一社)建設技能人材機構)への加入及び行動規範の遵守
 - ④ 同一技能同一賃金、安定的な賃金支払い(月給制)、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤ 賃金等の契約上の重要事項(賃金、業務内容等)の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - ⑥ 国又は適正就労監視機関((一財)国際建設技能振興機構)による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等



建設分野における特定技能外国人受入計画の認定状況①

単位:社

企業別		前年度までの合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2019年度合計	初年度からの合計
認定企業数		—	—	—	—	5	27	27							59	
建設技能人材機構への加入	直接加入	—	—	—	—	0	8	4							12	
	団体経由	—	—	—	—	5	19	23							47	
地方別	北海道	—	—	—	—	0	2	1							3	
	東北	—	—	—	—	0	0	5							5	
	関東	—	—	—	—	4	12	7							23	
	北陸	—	—	—	—	0	1	1							2	
	中部	—	—	—	—	1	4	4							9	
	近畿	—	—	—	—	0	2	4							6	
	中国	—	—	—	—	0	3	1							4	
	四国	—	—	—	—	0	1	1							2	
	九州	—	—	—	—	0	2	3							5	
	沖縄	—	—	—	—	0	0								0	

単位:人

外国人別		前年度までの合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2019年度合計	初年度からの合計
認定人数	新規変更計	—	—	—	—	9	72	61							142	
	新規	—	—	—	—	9	72	61							142	
	変更増	—	—	—	—	—	—	—							0	
	変更減	—	—	—	—	—	—	—							0	
特定技能への移行方法	実習	新規	—	—	—	6	46	32							84	
		変更	—	—	—	—	—	—								
	建設就労	新規	—	—	—	3	26	29							58	
		変更	—	—	—	—	—	—								
	試験合格	—	—	—	—	—	—	—							0	

建設分野における特定技能外国人受入計画の認定状況②

単位:人

国籍別		前年度までの合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2019年度合計	初年度からの合計
認定人数		—	—	—	—	9	72	61							142	
国別	ベトナム	—	—	—	—	8	58	36							102	
	中国	—	—	—	—	1	8	5							14	
	フィリピン	—	—	—	—	0	0	16							16	
	インドネシア	—	—	—	—	0	4	1							5	
	ミャンマー	—	—	—	—	0	0								0	
	モンゴル	—	—	—	—	0	0								0	
	タイ	—	—	—	—	0	0								0	
	カンボジア	—	—	—	—	0	2	3							5	
	スリランカ	—	—	—	—	0	0								0	
	ネパール	—	—	—	—	0	0								0	
	ラオス	—	—	—	—	0	0								0	

単位:人

職種別		前年度までの合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2019年度合計	初年度からの合計
職種	型枠施工	—	—	—	—	0	6	10							16	
	鉄筋施工	—	—	—	—	1	12	15							28	
	屋根ふき	—	—	—	—	0	0								0	
	左官	—	—	—	—	0	9	11							20	
	内装仕上げ	—	—	—	—	2	16	3							21	
	コンクリート圧送	—	—	—	—	6	1	7							14	
	建設機械施工	—	—	—	—	0	28	15							43	
新規受入を行う職種	トンネル推進工	—	—	—	—	0	0								0	
	土工	—	—	—	—	0	0								0	
	電気通信	—	—	—	—	0	0								0	
	鉄筋継手	—	—	—	—	0	0								0	

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野（25職種38作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
表装	壁装作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業
鉄工(※)	構造物鉄工作業
塗装(※)	建築塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接(※)	手溶接
	半自動溶接

職種（技能）
型枠施工
鉄筋施工
屋根ふき
左官
内装仕上げ
コンクリート圧送
建設機械施工

新規受入れを行う職種（技能）
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手

特定技能の受入対象分野「建設分野」（11職種）

※建設業者が実習実施機関である場合に限る

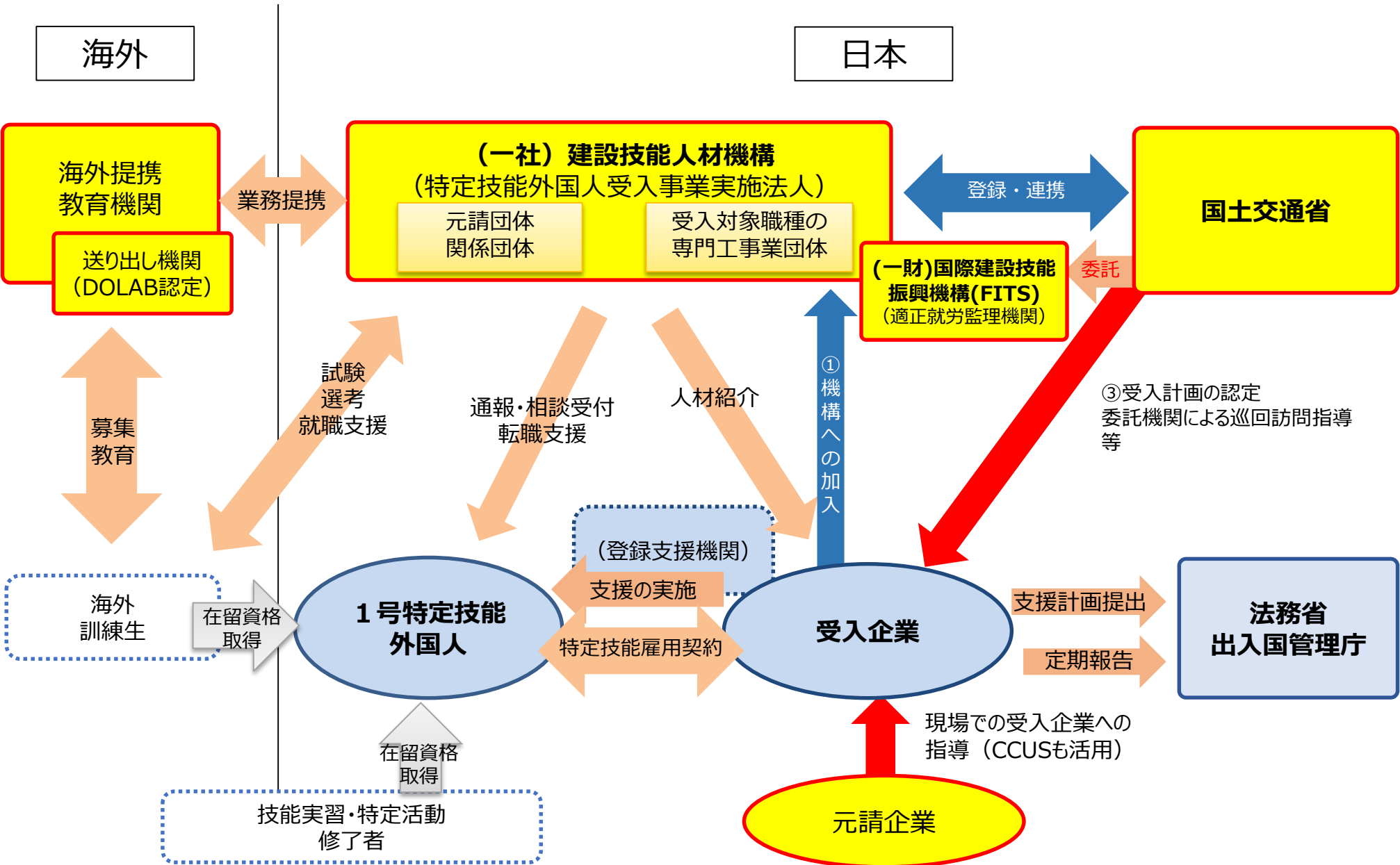
受入れ対象技能及び受入開始時期の検討状況

調整中

技能	受入開始年度
型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上 < 1 1 技能 >	2019年度
建築大工、とび、配管、保温保冷、ウレタン断熱 < 5 技能 >	業務区分が概ね合意しているもの
防水、建築板金、建設塗装、造園、シャッター・ドア施工、舗装、電気工事 < 7 技能 >	業務区分未整理

※ 太字の職種は、関連の職種での技能実習の受入れ実績があるもの。

機構と関係機関との業務連携イメージ(建設分野)



特定技能外国人受入事業実施法人の役割

建設分野における外国人の受入れに当たっては、建設技能者全体の**処遇改善**、低賃金・保険未加入・劣悪な労働環境等のルールを守らない**アウトサイダーやブラック企業の排除**、他産業・他国と比して**有為な外国人材の確保**、**失踪・不法就労の防止**、**受注環境の変化に対する的確な対応**等の課題に対応する必要



建設業者団体等が共同して設立する法人において、**業界を挙げてこれらの課題に的確に対応することにより、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実施**

特定技能外国人受入事業実施法人

- ・ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入実現に向けた行動規範の策定・適正な運用
- ・ 建設分野特定技能評価試験の実施
- ・ 特定技能外国人に対する講習・訓練又は研修の実施、就職のあっせんその他の雇用機会確保の取組
- ・ 認定受入計画に従った適正な受入れを確保するための取組



アウトサイダー・フリーライダーの防止（全員加入・公平負担の原則）

多数職種**の共同実施**による**スケールメリットの発揮**

公正競争・適正就労の**ルール遵守・ルールを守らない企業の排除**

民間職業紹介事業者の役割を代替

外国人受入れに係る行動規範

○ 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範

【策定：一般社団法人 建設技能人材機構】

I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、**行動規範の遵守に一致協力**
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. **労働関係法令等の遵守**、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. **同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇**
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした**待遇の差別的取扱の禁止**
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. **建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促進**
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず**悪質な引抜行為を禁止**
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

III. 元請企業の役割

16. **建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底**、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

IV. 共同事業の実施

20. **事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施**
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. （一財）国際建設技能振興機構に委託して、**巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応**を実施
25. **地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正**のための助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26. 会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

V. 実効性確保措置

27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 特定技能外国人への取扱に準じた外国人技能実習生及び外国人建設就労者の適正な就労環境の確保

建設技能人材機構の会員である団体について

2019年9月3日現在

<正会員> 24団体

職種	団体名
型枠施工	(一社) 日本型枠工事業協会
左官	(一社) 日本左官業組合連合会
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
トンネル推進工	(公社) 日本推進技術協会
建設機械施工	(一社) 日本機械土工協会 日本発破工事協会
	(一社) 全国基礎工事業団体連合会
	(一社) 日本建設機械レンタル協会
	(一社) 日本基礎建設協会
土工	(一社) 日本機械土工協会 (再掲)
	(一社) 全国中小建設業協会
	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会

職種	団体名
屋根ふき	(一社) 全日本瓦工事業連盟
電気通信	(一社) 情報通信エンジニアリング協会
鉄筋施工	(公社) 全国鉄筋工事業協会
鉄筋継手	全国圧接業協同組合連合会
内装仕上げ	(一社) 全国建設室内工事業協会 日本室内装飾事業協同組合連合会 日本建設インテリア事業協同組合連合会
	(一社) 日本建設業連合会 (一社) 全国建設業協会 (一社) 日本道路建設業協会
	(一社) 全国中小建設業協会 (再掲) (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会 (一社) 電設工業協会 (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
元請ゼネコ 他	

<賛助会員>

賛助会員 (団体)	賛助会員 (企業)
(一社) 日本建設機械施工協会	建設企業42社

※ 建設企業は、正会員団体のいずれかに加入又は (一社) 建設技能人材機構に賛助会員として加入していれば、特定技能外国人の受入れはいずれの職種でも可能。

ベトナムにおける教育訓練・技能評価試験の実施に係る 業務提携予定訓練校（2019年度）

○ 都市建設短期大学（College of Urban Works Construction）（ハノイ）

教育実施職種： 左官、コンクリート圧送



（概況）

- ・ 学生数は約1,000人
- ・ Wi-Fi・インターネット利用可能
- ・ 日本語教育は日本人講師により実施

○ 第一建設短期大学（Construction Technical College No1）（ハノイ）

教育実施職種： 型枠施工、鉄筋施工



（概況）

- ・ 学生数は約2,500人
- ・ 教室40室、実習場1500m²
- ・ Wi-Fi・インターネット利用可能
- ・ 必要であれば日本語教育は連携校において実施

○ 建設機械短期大学 (College of Mechenized Construction) (ハノイ)

教育実施職種： 建設機械施工、土工、鉄筋継手



(概況)

- ・ 学生数は約2,000人
- ・ 教室12室(今後8教室追加予定)、
建設機械の実習場2カ所
- ・ Wi-Fi・インターネット利用可能
- ・ 日本語教育は連携校において実施、
必要なら日本語講師を採用予定

○ ホーチミン建設短期大学 (Ho Chi Minh City College of Construction) (ホーチミン)

教育実施職種： トンネル推進工、内装仕上げ



(概況)

- ・ 学生数は約4,500人
- ・ 教室40室、実習場1.5ha
(そのうち屋根有 400m²)
- ・ Wi-Fi・インターネット利用可能
- ・ 必要なら日本語講師を採用予定

○ ミエンタイ建設大学 (Mien Tay Construction University) (ホーチミン)

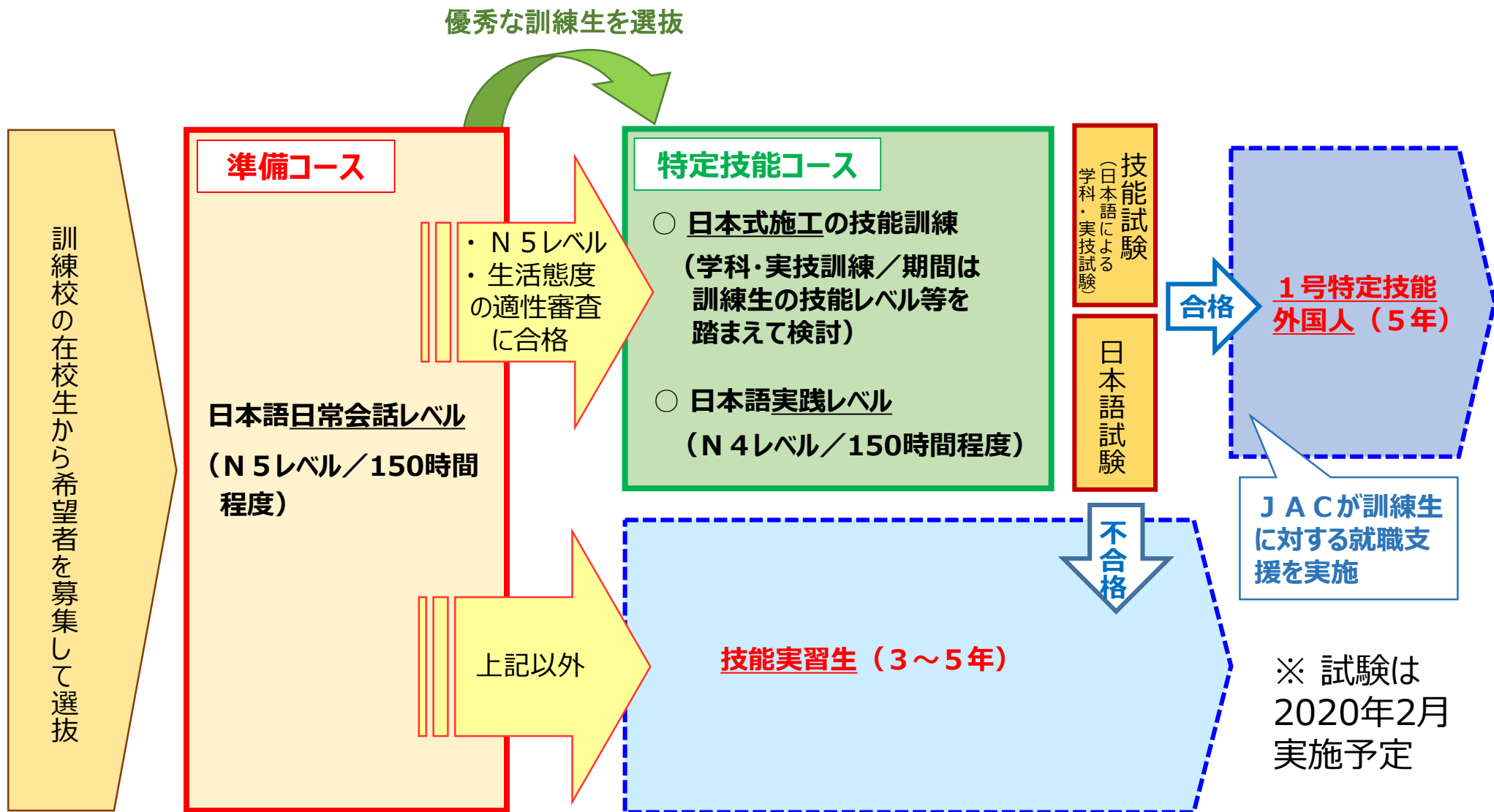
教育実施職種： 屋根ふき



(概況)

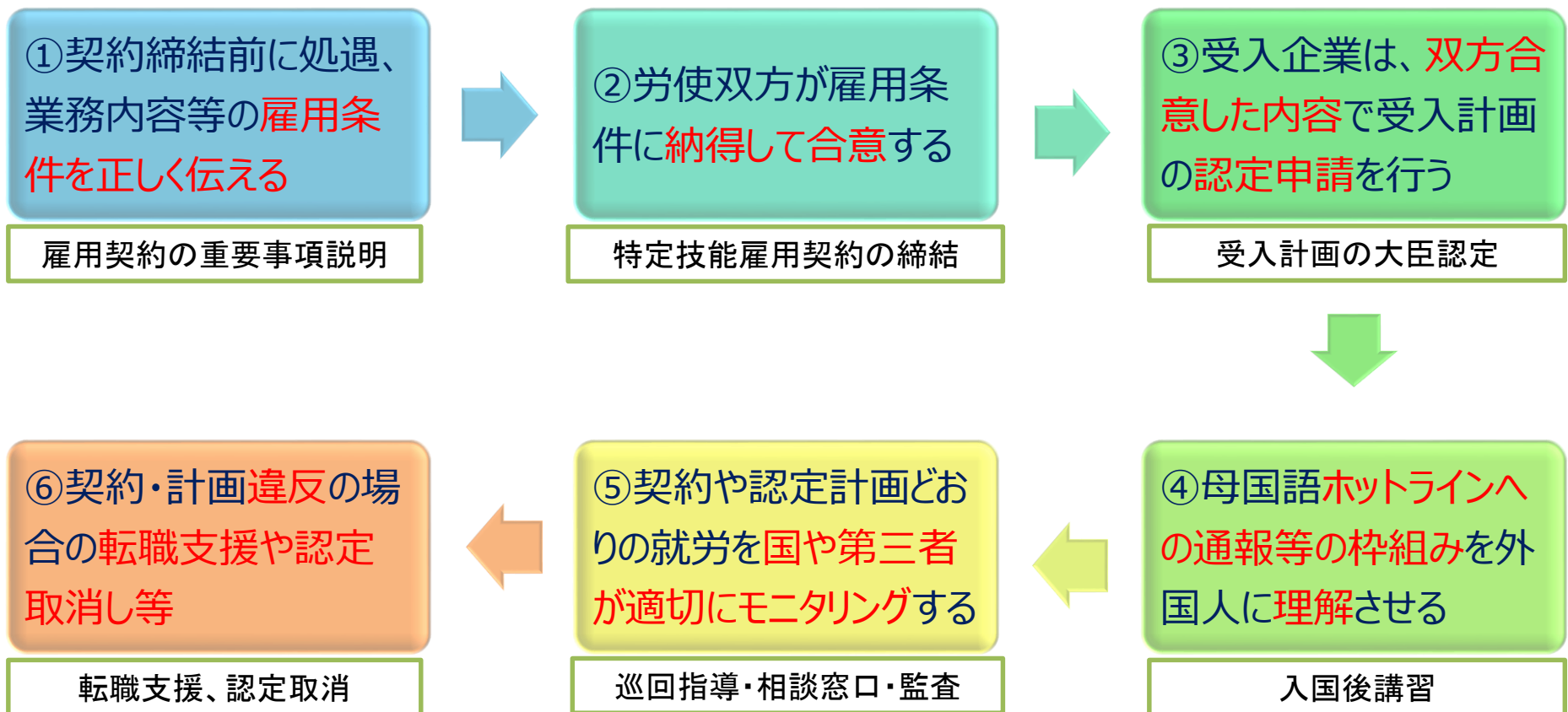
- ・ 学生数は約4,500人
- ・ 教室66室、実習場2カ所(計 17ha)
- ・ Wi-Fi・インターネット利用可能
- ・ 日本語教育は近隣の日本語学校と連携

教育訓練・試験の実施方法(イメージ)



建設特定技能外国人の適正な受入れ手続(建設分野)

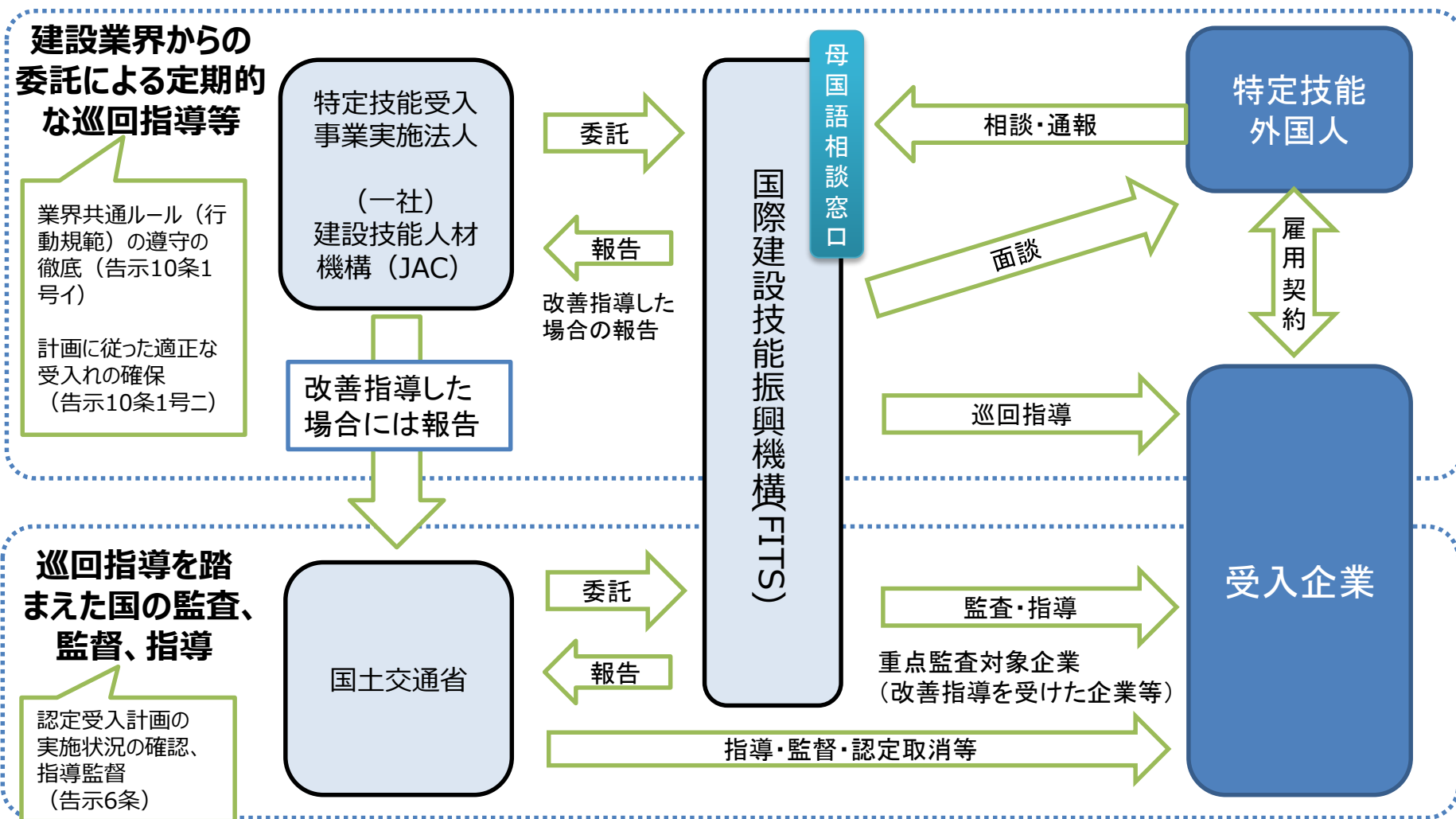
出入国管理庁に対する手続きに加えて、建設分野での外国人の受入れ実態や業種特性を踏まえ、以下の手続きを原則化



※国交省が今後指定する予定

特定技能におけるFITSの役割～適正就労監理機関～

同一技能同一賃金、公正な競争環境確保、外国人の適正な就労環境確保、安全の徹底等の観点から、受入計画の認定時だけでなく、受入れ後も認定計画が継続的に実施されていることを担保するために、受入企業は、国又は適正就労監理機関である（一財）国際建設技能振興機構による巡回指導を受入れることが必要



母国語ホットライン相談窓口について

FITS咨询热线

FITS (国際建設技能振興機構) 已开设「FITS咨询热线」, 可以对应外国人建设从业者使用中文电话、传真、电子邮件的咨询。

中文电话咨询日及咨询时间

- 咨询日: 每星期的星期一、星期四及星期日 (节假日除外)
- 咨询时间: 10点至18点 (午休13点至14点除外)
- 免费电话号码: 0120-303-861
- 传真号码: 03-6206-8889
- 电子邮件: hotline@fits.or.jp

*FITS是为了支援外国人建设从业者以及接收方面有专业人士而设立的一般财团法人。

▲ 中国語

ĐƯỜNG DÂY NÓNG HỖ TRỢ CỦA FITS

FITS (Tổ Chức Phát Triển Kỹ Năng Ngành Xây Dựng Quốc Tế) thành lập "Đường dây nóng hỗ trợ FITS" tiếp nhận tư vấn, giải đáp thắc mắc bằng tiếng Việt qua điện thoại, fax, email cho tất cả lao động ngành xây dựng người Việt Nam tại Nhật.

Ngày và thời gian giải đáp bằng tiếng Việt

- Ngày giải đáp: Thứ 2, thứ 5 và Chủ nhật hàng tuần (trừ ngày nghỉ lễ)
- Thời gian nhận điện thoại: Từ 10:00 đến 18:00 (trừ thời gian nghỉ trưa từ 13:00 đến 14:00)
- Số điện thoại tư vấn miễn phí: 0120-303-862
- Số fax: 03-6206-8889
- E-mail: hotline@fits.or.jp

*FITS là một tổ chức pháp nhân được thành lập để hỗ trợ cho người lao động nước ngoài trong ngành xây dựng, và các đơn vị sử dụng lao động có liên quan

▲ ベトナム語

KONSULTASI HOTLINE FITS

Lembaga Umum Peralihan Ilmu dan Keahlian Internasional Bidang Konstruksi atau FITS (Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction) menyediakan saluran hotline untuk melayani konsultasi melalui telepon, faksimile, dan e-mail bagi para pekerja konstruksi asing di Jepang.

JADWAL PELAYANAN KONSULTASI DALAM BAHASA INDONESIA

- Hari Konsultasi: Hari Minggu dan Kamis (kecuali hari libur kerja/nasional)
- Waktu Konsultasi: Pukul 10.00 sampai 18.00 malam (tidak termasuk istirahat siang pukul 13.00-14.00)
- Nomor Telepon: 0120-303-863
Konsultasi Gratis
- Nomor Faksimile: 03-6206-8889
- Alamat E-mail: hotline@fits.or.jp

*FITS merupakan lembaga umum yang didirikan demi mendukung aktifitas para pekerja konstruksi asing dan semua pihak yang terlibat dalam proses penerimaan para pekerja tersebut.

▲ インドネシア語

Pagkonsultang ginaganap ng FITS

Ang FITS (SALIGAN SA INTERNASYONAL NA PAGBABAHAGI NG KAALAMAN AT KASANAYAN SA KONSTRUKSIYON) ay nagbukas ng "Pagkonsultang ginaganap ng FITS" para mga manggagawang dayuhan sa konstruksiyon upang tumanggap ng inyong tawag. Fax, at e-mail ukol sa pagkonsulta sa inyong katutubong wika.

Araw at oras ng pagsangguni sa telepono para sa wikang Filipino

- Araw ng pagkonsulta: Tuwing Linggo at Huwebes (Maliban sa mga espesyal na araw)
- Oras ng pagkonsulta: 10:00 ng umaga hanggang alas 6:00 ng gabi (Maliban sa oras ng tanghalian 1:00 hanggang 2:00 ng hapon)
- Tel: 0120-303-864 (Libreng pagtawag)
- Fax: 03-6206-8889
- e-mail: hotline@fits.or.jp

*Ang FITS ay organisasyong tinatag upang matulungan ang mga manggagawang dayuhan sa konstruksiyon at mga taong may kaugnayan sa kanilang pagtatagap.

▲ フィリピン語

FITS Hotline Consultation

FITS (Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction) opens "FITS Hotline Consultation" for foreign construction worker's consultation through telephone, Fax, or e-mail in your native language.

Consultation days and hours by telephone in English

- Consultation day: Every Sunday and Thursday (except public holidays)
- Consultation hours: 10:00am to 6:00pm (except lunch hour from 1:00-2:00pm)
- Tel: 0120-303-864 (Toll free)
- Fax: 03-6206-8889
- e-mail: hotline@fits.or.jp

*FITS was established as a general incorporated foundation to support foreign construction workers and those who are involved in their acceptance.

▲ 英語 (表、裏)

Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction

This card is an information of hotline consultation of foreign construction workers. Efforts will be made to ensure that those who consult with us are not in any way treated unreasonably, so please feel free to call. Do not lend or hand over this card to others.

2018.4

発行者 (一般財団法人) 国際建設技能振興機構 (FITS)
 Issuer: (General incorporated foundation)
 Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction (FITS)
 住所 東京都千代田区鍛冶町1-4-3 竹内ビル6階
 Address: Takeuchi Bldg. 6F 1-4-3 Kajicho, Chiyoda-ku, Tokyo
 電話番号 (Tel) 03-6206-8877
 URL <http://www.fits.or.jp>
 このカードを拾得された方は、お手数ですが上記にご連絡ください。

✓ 外国人建設就労者に対する支援として、国において、母国語ホットライン相談窓口を設置し、5か国語(中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語)による相談の受付を実施。

②窓口の開設時間や連絡先を記載した「ホットラインカード」(左)の配布(入国時や巡回監査時)により行っており、年間80件程度(H29年度)の相談を受けている。

✓ 特定技能外国人についても、同様に母国語相談窓口を設置し、相談・苦情対応、通報を受けた監査を実施

【相談内容】有給休暇の取得、賃金支払い、受入企業の変更希望 等

【対応】相談を受けた(一財)国際建設技能振興機構において、外国人建設就労者の不安を取り除けるよう、本人の意向を尊重しつつ、受入企業・特定監理団体等との仲介

✓ なお、他の在留資格で入国した者(技能実習生等)についても、相談先が分からない等の問い合わせがあった場合は、担当窓口を紹介するなどの対応を行っている。

※技能実習生については外国人技能実習機構、その他在留資格に基づく外国人労働者については各労働局の窓口を紹介。

外国人建設就労者受入事業に係る制度推進事業実施機関における巡回指導の基準

1 目的

外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、制度推進事業実施機関(以下「受注者受注者」という。)が実施する、特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導の基準を策定する。

2 対象となる特定監理団体及び受入建設企業の選定基準

(1)特定監理団体

巡回指導の対象となる特定監理団体は、外国人建設就労者の受入れを行っている全ての特定監理団体とする。

(2)受入建設企業

巡回指導の対象となる受入建設企業は、外国人建設就労者の受入れを行っている全ての受入建設企業とする。

3 巡回指導時の指導基準

(1)指導種別

受注者が、計画的に状況の確認及びそれに基づく改善指導等を行う巡回指導(一般巡回指導)のほか、緊急性等を踏まえ実施する巡回指導(以下「特別巡回指導」という。)を行うこと。

(2)巡回指導の頻度

① 一般巡回指導

原則として、上記2(1)及び(2)の特定監理団体及び受入建設企業に対して、過去巡回指導等において、指摘のあった特定監理団体等を中心に巡回指導を行うこと。

② 特別巡回指導

外国人建設就労者からの通報その他不正行為の恐れがあると認められる場合等において、国土交通省の指示に基づき、適宜実施すること。

(3)留意事項

① 受注者が、外国人建設就労者の作業場所での安全衛生対策、宿泊施設等の実態等を確認する場合には、必要に応じて、事前連絡せず(抜き打ち)に又は訪問直前連絡により巡回指導を実施すること。

② 巡回指導の実施に当たっては、できる限り外国人建設就労者への面談を実施すること。なお、面談の実施にあたっては、面談の対象となった外国人建設就労者が受入建設企業等から不当な取扱いを受けることのないよう、十分配慮すること。また、受注者は、必要に応じて巡回指導に通訳を同行すること。

③ 受注者は、巡回指導を実施する際には、周知資料の配布等を通じて、労働保険及び社会保険の適正な加入を促すこと。

(4)指導における確認事項

一般巡回指導に係る確認事項は以下のとおり。特別巡回指導についても以下の確認事項に準じて巡回指導を実施することを基本とするが、緊急性等を勘案し、特定のテーマに特化して確認を行うこととして差し支えない。

① 特定監理団体を対象とする巡回指導

特定監理団体を対象とする巡回指導において、原則として、書面等による確認及び関係者へのヒアリングによる確認を行うこと。確認事項は別紙1のとおり。

② 受入建設企業を対象とする巡回指導

受入建設企業を対象とする巡回指導において、原則として、書面等による確認、関係者へのヒアリングによる確認及び就労環境の点検を行うこと。

確認事項は別紙2のとおり。

(5)巡回指導に基づく改善等に係る指導及び改善状況等の確認

① 巡回指導において、上記(4)における確認対象となっている項目に係る確認等を通じて、下記の違反行為が疑われる場合には、文書及び口頭により指導を行うこと。

※ 以下のア～ソの括弧内の番号は、外国人建設就労者受入事業に関する告示別表第2の各号の番号に対応。

ア 暴行・脅迫・監禁(1号)

イ 旅券・在留カードの取上げ(2号)

ウ 人権を著しく侵害する行為(4号)

エ 偽変造文書等の行使・提供(5号)

オ 保証金等の徴収等(6号)

カ 二重契約(7号)

キ 名義貸し(8号)

ク 不法就労者の雇用等(10号)

ケ 特定監理団体における「活動継続不可能時の報告不履行」(12号)

コ 特定監理団体における「就労状況の確認の不履行」(13号)

サ 特定監理団体における「相談体制構築等の不履行」(14号)

シ 特定監理団体における「監査体制構築、監査報告等の不履行」(17号)

ス 受入建設企業における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」(18号)

セ 収益を得てあつせんを行う行為(19号)

ソ 特定監理団体における「不正行為の報告不履行」(23号)

タ 巡回指導の実施に係る協力の拒否

巡回指導基準について②

② 巡回指導において、上記(4)における確認対象となっている項目のうち、下記の違反行為が疑われる場合には、文書により指導し、改善状況等について、原則1か月を目安として、必要な書類の写しを添付させる等をして、文書により報告させること。

※ 以下のア～ウの括弧内の番号は、外国人建設就労者受入事業に関する告示別表第2の各号の番号に対応。

ア 労働基準関係法令の違反(3号)(11号)

イ 日誌等の作成等不履行(20号)(21号)

ウ 帰国時の報告不履行(22号)

③ 受入建設企業に対して、文書による指導を行う場合、原則として、特定監理団体を通じて、指導に係る文書の発出及び改善報告に係る文書の受領を行うこと。この場合、受注者は必要に応じて、当該特定監理団体に対しても、状況の確認及びそれに基づく改善指導、関係機関への報告等を指導すること。

④ 改善状況等を確認するため、必要に応じて、就労環境の点検を行うこと。

⑤ 所定の期日までに文書での報告が提出されない場合、期限を付して督促を行うこと。

4 国土交通省に対する通報基準

(1)概要

① 受注者は、建設特定活動の円滑かつ適正な実施を図るため、下記(2)に該当する事案については、その定める方法により、速やかに国土交通省へ通報すること。

② このほか、受注者は、母国語電話相談や各種情報から、外国人建設就労者に対する支援、救済等が必要と認められる事案については、外国人建設就労者等から受注者が把握した事実関係、外国人建設就労者からの支援、救済等の申し出、これらを踏まえ、速やかに国土交通省へ通報すること。

(2)具体的な基準

① 受注者は、巡回指導において3(5)①に該当する事案を発見した場合、速やかに国土交通省へ通報すること。

② 受注者は、上記3(5)②の改善指導を行った場合で、所定の期日までに文書での改善報告が適切になされず、その後改善報告の督促にも応じないことが明らかになった場合に、速やかに国土交通省へ通報すること

③ ①及び②の通報は、書面により行うこととし、以下の情報を含むこと。

ア 巡回指導実施年月日

イ 特定監理団体又は受入建設企業の名称

ウ 特定監理団体認定番号

エ 適正監理計画認定番号

オ 3(5)における違反行為の種類及び簡単な概要

5 国土交通省への定期的な報告

受注者は、巡回指導実施状況(巡回指導実施件数、巡回指導結果、巡回指導年月日、3(5)の状況、改善結果等)について、毎月当月末までの状況を翌月末までに国土交通省に報告すること。

あわせて、個別の巡回指導の結果については、巡回指導終了後、速やかに管理システムに登録すること。

6 巡回指導を適正に行うための環境整備の方策

(1)受注者は、巡回指導の担当者を対象として、巡回指導の実施結果等を踏まえた研修、関係行政機関の職員による講義等の実施を通じ、巡回指導の適正な実施に必要な知識等を取得するための機会を設け、当該担当者の能力向上に努めること。

(2)受注者は、巡回指導を通じて建設特定活動の円滑かつ適正な実施を図るために、外国人建設就労者に対して母国語電話相談等相談窓口の周知を行うとともに、特定監理団体及び受入建設企業に対して本事業に係る関係法令の遵守取り組むよう促すこと。

7 その他

国土交通省は、必要に応じて本基準を見直すことができる。

別紙 1

特定監理団体に対する巡回指導における確認事項

- 1 特定監理団体、適正監理計画に関する事項
 - 受入建設企業に対する監査、指導の状況
 - 外国人建設就労者のあっせん、選抜、送出し機関との調整等の状況
 - 受入建設企業に対する就労状況の確認(訪問指導)の状況
 - 外国人建設就労者からの相談への対応状況
 - 帰国担保措置、継続支援の状況
 - 国土交通省等に対する各種報告の実施状況
 - 文書の作成・保管の状況
 - 告示別表第2に規定する不正行為の状況
 - 失踪者の発生状況
- 2 その他
 - 前回の巡回指導における指摘事項の改善状況。

別紙 2

受入建設企業に対する巡回指導における確認事項

- 1 受入建設企業、適正監理計画に関する事項
 - 適正監理計画記載事項の確認
 - ・ 報酬予定額に基づいた賃金の支払いの状況
 - ・ 受入人数の状況
 - ・ 就労させる場所、従事させる業務の状況
 - ・ 技能の向上を図るための方策の実施状況
 - ・ 住居の状況
 - ・ 長期休暇の取得の状況
 - ・ 管理指導員及び生活指導員の指導状況 等
 - 特定監理団体に対する各種報告の実施状況
 - 文書の作成・保管の状況
 - 告示別表第2に規定する不正行為の状況
 - 失踪者の発生の状況

別紙 2

- 2 労働関係法令に関する事項
 - 労働条件の明示
 - 賃金台帳の作成、保存
 - 労働時間管理の適正化(所定労働時間の状況、休憩・休日の状況、36協定の有無、年次有給休暇取得の状況等)
 - 賃金支払の状況(支払状況、控除の状況、賃金控除協定の有無、管理費の徴収の有無等)
 - 強制貯金の禁止
 - 時間外・休日・深夜割増賃金支払の状況
 - 最低賃金法の遵守
 - 寄宿舎の状況(労基法上の寄宿舎に該当する場合)
 - 安全衛生教育の実施の状況
 - 危険有害業務に従事させる場合の特別教育等の実施の状況
 - 就業制限業務に従事させる場合の所要の措置の状況
 - 健康診断(雇入れ時、定期、特殊健康診断等)の実施の状況
- 3 社会保険関係法令等に関する事項
 - 各種保険(労災、雇用、健康・国民健康等)、年金(厚生、国民)の加入手続の状況
 - 労働災害の発生の状況
- 4 外国人建設就労者との面談
 - 在留カードの写真による本人確認
 - 賃金の支払状況、労働時間、休日・年次有給休暇の取得状況等
 - 従事している業務
 - 住居の状況
 - 旅券、在留カード、預金通帳等の保管状況
- 5 その他
 - 前回の巡回指導における指摘事項の改善状況。
 - 特定監理団体の実施する監査における指摘事項の改善状況。
 - 外国人建設就労者受入事業下請指導ガイドラインの遵守状況。

受入建設企業・巡回指導報告様式について①

1. 巡回指導の概要			
① 対象 受入建設企業	認定番号		名称
	所在地： (TEL :) <small>※巡回訪問先の住所を記載</small>		
	特定監理団体		
	認定番号		名称
② 巡回 指導 実施 年月 日・時 間	実施年月日	令和 年 月 日	
	実施時間		
③ 担当 指導 相談 員	所属番号	氏名	
	所属番号	氏名	
	所属番号	氏名	(面談)
④ 面会 者の氏 名及び 担当	役職		氏名
	責任者		
	管理指導員		
	生活指導員		
	建設就労者	(出身国：)	
	特定監理団体		
⑤巡回場所 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 住宅			
⑥建設就労者との面談 <input type="checkbox"/> あり(名) <input type="checkbox"/> なし			
⑦前回巡回指導の指 摘事項の改善 <input type="checkbox"/> 改善されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/> 該当なし	実施年月日：	指摘事項：	
		改善内容：	
⑧特定監理団体監査 の指摘事項の改善 <input type="checkbox"/> 改善されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/> 該当なし	実施年月日：	指摘事項：	
		改善内容：	

2. 受入れの概要			
①受入人数、従 事業務、就労場 所等	(職種・作業)	(国名)	(人数)
			名
	企業 の常 勤職 員数	名	受入人数 合計
(参考) 技能実習生の受入人数 名			
就 労 場 所			
【特記事項】			
<p>* 具体的に従事している作業(単なる手元か?)を記載</p> <p>* 人数は巡回時の数字を記載。適正監理計画の受入れ人数を超えている場合は、国土交通省に適正監理計画変更を含め対応を相談するよう促す。</p>			
②確認項目			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設就労者数は受入企業の常勤職員数を <input type="checkbox"/>越えていない <input type="checkbox"/>超えている ・ 就業場所は適正監理計画の範囲を <input type="checkbox"/>越えていない <input type="checkbox"/>超えている ・ 従事作業は受入れ職種と関連業務の <input type="checkbox"/>範囲内 <input type="checkbox"/>範囲外 			

受入建設企業・巡回指導報告様式について②

3. 巡回指導結果	
総合評価 <input type="checkbox"/> A (特に優れている) <input type="checkbox"/> B (指導・注意喚起・助言事項なし) <input type="checkbox"/> C (注意喚起・助言あり) <input type="checkbox"/> D (文書及び口頭指導・改善指導あり) * 本場で記載。	
文書及び口頭指導 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 文書発出年月日 (<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日) 告示別表第2の不正行為該当号 (号) * 巡回指導基準3(5)①の違反行為 (=別表第2の不正行為) が疑われる場合に記載	
改善指導 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 告示別表第2の不正行為該当号 (号) ・ * 以降、箇条書きで項目の先頭に・を入れる。* 巡回指導基準3(5)②の違反行為が疑われる場合記載	
注意喚起事項 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし * 放置すると不正行為につながりかねない事項を記載	
助言事項 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし * 制度の理解が進んでいないもの、適正な監理に向け取組みが必要なもの等について記載	
推奨事例 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし * 技能や日本語の向上への取組み、建設就労者に対するケアなどで他の範となるような取組みを記載	
その他特記事項 (団体・企業からの受入れの質の向上への提案、要望等)	
企業に対する所見・今後注意を要する事項 ・ ・ * 全般を通じ特記しておきたい事項、将来の巡回指導の際に留意すべき点等を記載 (該当事項の詳細は各項目に記載し、上記推奨事例・要望等・総評を含め200字程度を限度にまとめる)	

4. 報酬の支払い・労働時間の管理			
①労働条件の明示		<input type="checkbox"/> 重要事項を書面で説明 <input type="checkbox"/> 雇用契約書又は労働条件通知書 (母国語で明示) <input type="checkbox"/> 本人の署名・押印	
<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない			
②報酬予定額に基づいた賃金の支払い状況			
項目	適正監理計画等の定め	実際	不適
基本給	<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給 円	<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給 円	<input type="checkbox"/>
手取額見込	月 額	月 額	<input type="checkbox"/>
各種手当	円	円	<input type="checkbox"/>
割増賃金	時間外・休日労働時間の把握割増率 時間単価 (各種手当の算入)		<input type="checkbox"/>
雇用保険		<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6/1000	<input type="checkbox"/>
健保・年金		万円	<input type="checkbox"/>
家賃	/月	円/月	<input type="checkbox"/>
その他控除	円/月	円/月	<input type="checkbox"/>
最低賃金	円	時間単価 (計算式 :) 円	<input type="checkbox"/>
賞与	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (額)		<input type="checkbox"/>
昇給	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (額)		<input type="checkbox"/>
退職金	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (額)		<input type="checkbox"/>

受入建設企業・巡回指導報告様式について③

③労働時間管理の適正化			
所定労働時間	時から 時、 時間	時から 時 分、 時間	<input type="checkbox"/>
変形労働時間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3月 <input type="checkbox"/> 1月	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3月 <input type="checkbox"/> 1月	<input type="checkbox"/>
36協定	1日の上限 時間	1日の残業 時間	<input type="checkbox"/>
有休/長期休暇			<input type="checkbox"/>
時間管理			<input type="checkbox"/>
④書類の整備状況			
<input type="checkbox"/> 雇用契約書（本人押印あり） <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 賃金控除協定 <input type="checkbox"/> 口座振込同意書 <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書 <input type="checkbox"/> 現金渡しの場合は本人の領収書 <input type="checkbox"/> 出勤簿・出面表 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制協定 <input type="checkbox"/> 時間外・休日労働協定（36協定） <input type="checkbox"/> 有給休暇管理簿 <input type="checkbox"/> 就業規則			
【特記事項】			

【参考】告示別表第2の不正行為一覧（受入建設企業関係）

<input type="checkbox"/> 暴行・脅迫・監禁（1号）	<input type="checkbox"/> 旅券・在留カードの取上げ（2号）
<input type="checkbox"/> 手当又は報酬の不払い（3号）	<input type="checkbox"/> 人権を著しく侵害する行為（4号）
<input type="checkbox"/> 偽変造文書等の行使・提供（5号）	<input type="checkbox"/> 保証金等の徴収等（6号）
<input type="checkbox"/> 二重契約（7号）	<input type="checkbox"/> 他の機関への名義貸し（8号）
<input type="checkbox"/> 不法就労者の雇用等（10号）	<input type="checkbox"/> 労働基準関係法令の違反（11号）
<input type="checkbox"/> 受入建設企業の「不正行為の報告不履行」「実習継続不可能時の報告不履行」（18号）	
<input type="checkbox"/> 受入建設企業の名簿・就労日誌の作成・備付け・保存の不履行（21号）	

5. 技能向上・安全衛生	
①技能向上への取組み <input type="checkbox"/> 行われている <input type="checkbox"/> 今後行う予定 <input type="checkbox"/> 行われていない	<input type="checkbox"/> 資格取得実績（技能検定） <input type="checkbox"/> 資格取得準備状況（ 【特記事項】（育成の基本方針など）
②建設業キャリアアップシステム登録 <input type="checkbox"/> 行われている <input type="checkbox"/> 行われていない	【特記事項】
③管理指導員 生活指導員の配置と指導 <input type="checkbox"/> 行われている <input type="checkbox"/> 行われていない	ア 管理指導員（ 人） <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 イ 生活指導員（ 人） <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 【特記事項】（技能・生活面の指導内容） * 行われていない場合は右欄該当項目の「不適」にチェック
④安全衛生教育 <input type="checkbox"/> 行われている <input type="checkbox"/> 行われていない	<input type="checkbox"/> 雇入れ時の安全衛生教育 （実施日□平成 □令和 年 月） <input type="checkbox"/> 安全衛生教育の実施記録 <input type="checkbox"/> あり □なし 【特記事項】 * 建設就労者が複数名いる場合などでは、最新事例で記入。
⑤危険有害業務に係る特別教育等 <input type="checkbox"/> 行われている <input type="checkbox"/> 行われていない	<input type="checkbox"/> 該当する危険有害業務（ <input type="checkbox"/> 特別教育等の実施の状況（□平成 □令和 年 月） 【特記事項】 * 特別教育リストは別紙
⑥就業制限業務に係る所要の措置 <input type="checkbox"/> 行われている <input type="checkbox"/> 行われていない	<input type="checkbox"/> 該当する就業制限業務（ <input type="checkbox"/> 免許証・技能講習修了証（□平成 □令和 年 月） 【特記事項】 * 技能講習リストは別紙
⑦健康診断の実施 <input type="checkbox"/> 行われている <input type="checkbox"/> 行われていない	<input type="checkbox"/> 雇入時の健康診断（□平成 □令和 年 月） <input type="checkbox"/> 定期健康診断（最近の実施日：□平成 □令和 年 月） <input type="checkbox"/> 特殊健康診断（有害業務（有機溶剤、特定化学物質）） <input type="checkbox"/> じん肺健康診断（アーク溶接、グラインダー作業等） 【特記事項】

受入建設企業・巡回指導報告様式について④

6. 住居	
①住居の状況 適正監理計画どおり <input type="checkbox"/> 提供されている <input type="checkbox"/> されていない	広さ等（計画： m ² 、名 室） 実際：
	家賃（計画： 円/月、 実際：
	事業附属寄宿舍に該当する場合 <input type="checkbox"/> 届出済み <input type="checkbox"/> 未届け <input type="checkbox"/> 労基に要確認 【特記事項】

7. 社会保険等	
①社会保険への加入 <input type="checkbox"/> 加入済み <input type="checkbox"/> 未加入	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険・国保組合 <input type="checkbox"/> 国民健康保険* <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 国民年金保険* (*は従業員5人未満の個人事業所の場合) 【特記事項】 .
②労働災害の発生 <input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり	【発生ありの場合、その内容】 <input type="checkbox"/> 労災補償手続が行われている <input type="checkbox"/> 行われていない

8. 特定監理団体に対する各種報告の実施状況、文書の作成・保管の状況	
①ガイドラインどおり各種報告が実施 <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない	<input type="checkbox"/> 外国人建設就労者受入れの報告（様式5号） <input type="checkbox"/> 定期監査での外国人建設就労者受入状況報告（様式9号） <input type="checkbox"/> 外国人建設就労者の退職の報告 <input type="checkbox"/> 適正監理計画の記載事項に変更があったとき <input type="checkbox"/> 外国人建設就労者が住居地を変更したとき <input type="checkbox"/> 外国人建設就労者が建設特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合（倒産、不正行為、失踪等） <input type="checkbox"/> 失踪した外国人建設就労者の所在を把握したとき <input type="checkbox"/> 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合 【特記事項】
②ガイドラインどおり文書の作成・備付け・保管が <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない	<input type="checkbox"/> 外国人建設就労者の名簿 <input type="checkbox"/> 就労日誌 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 実習内容、指導者、従事時間を記載した文書 <input type="checkbox"/> 建設特定活動終了後3年間保管 【特記事項】

受入建設企業・巡回指導報告様式について⑤

9. 外国人建設就労者との面談（本人の発言より作成）		10. その他	
①本人確認 <input type="checkbox"/> できた <input type="checkbox"/> できなかった	<input type="checkbox"/> 在留カード（写真、在留資格） 【特記事項】	①建設就労者の失踪者の発生状況 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 名）	失踪事案とその現状、関係機関への通報： 要因分析：
②賃金、労働時間、休日・年次有給休暇等 <input type="checkbox"/> 不満・疑問なし <input type="checkbox"/> 不満・疑問あり	<input type="checkbox"/> 賃金の支払状況 <input type="checkbox"/> 労働時間 <input type="checkbox"/> 休日・年休 <input type="checkbox"/> 雇用条件等の理解 【特記事項】	②下請指導ガイドラインの遵守 <input type="checkbox"/> 遵守されている <input type="checkbox"/> されていない	・再下請通知書に外国人建設就労者の従事の状況を記載（施工体制台帳の作成・備付けが義務付けられる工事） ・外国人建設就労者建設現場入場届出書を元請企業に提出
③従事業務 <input type="checkbox"/> 不満・疑問なし <input type="checkbox"/> 不満・疑問あり	<input type="checkbox"/> 就労場所 <input type="checkbox"/> 従事作業 【特記事項】	③「労働災害の防止について」の通知 <input type="checkbox"/> 周知済	「労働災害の防止について」の通知に基づき、1～4の事項について説明
④住居 <input type="checkbox"/> 不満・疑問なし <input type="checkbox"/> 不満・疑問あり	<input type="checkbox"/> 住宅・設備 <input type="checkbox"/> 家賃・諸経費 【特記事項】	④技能検定随時3級の受検申請取次ぎ <input type="checkbox"/> 周知済	外国人建設就労者に技能検定随時3級を受検させる場合は、特定監理団体を通じFITSに受検事前情報の様式を送付(FAX)すれば、職業能力開発協会に取り次ぐことを説明
⑤旅券、在留カード、預金通帳等 <input type="checkbox"/> 本人が保管 <input type="checkbox"/> 企業・団体が保管	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 預金通帳・キャッシュカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 【特記事項】	⑤修了証書の発行 <input type="checkbox"/> 周知済	建設特定活動に1年7か月以上の間従事した外国人建設就労者に「建設就労修了証書」を発行していることを説明
⑥暴力・暴言・いじめ・過剰な干渉 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> 暴力 <input type="checkbox"/> 暴言 <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 過剰な干渉 【特記事項】		
⑦技能や日本語能力の向上	技能	技能検定 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級	
		本人の取組と今後の希望	
	日本語	日本語能力試験 <input type="checkbox"/> N 1 <input type="checkbox"/> N 2 <input type="checkbox"/> N 3 <input type="checkbox"/> N 4 <input type="checkbox"/> N 5 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		本人の取組と今後の希望	